

水 質 検 査 計 画

令和7年度



焼 津 市



はじめに

焼津市では、水質基準改正に伴い新基準による検査を行っています。適正かつ透明性をもって行うため、検査項目を明示した検査計画を作成・公表し、検査の適正化・透明化を図ることとしました。

目 次

1	基本方針	1
2	水道事業の概要	1
3	水源の状況及び原水、水道水（浄水）の水質状況	1
4	水質検査の自己・委託の区分	6
5	採水場所	6
6	水質検査項目と検査頻度	8
7	試料の採取及び運搬方法	13
8	水質検査方法	13
9	臨時の水質検査	13
10	水質検査計画及び検査結果の公表	13
11	水質検査の精度と信頼性保証	13
12	水質検査結果の評価と水質検査計画の見直し	14
13	関係者との連携	14

1 基本方針

- (1) 焼津市では、蛇口において、水道水が水質基準に適合するため、水質検査計画を策定し、計画的に水質検査を実施します。
- (2) 水質検査計画には、水道法施行規則第 15 条 7 号に定めるところにより、水道事業者が行う定期の水質検査について、検査すべき事項、当該項目、採水の場所、検査の回数及びその理由を記載します。
- (3) 水道法で検査が義務付けられている基準項目以外に、検査をすることが望ましいとされる水質管理目標設定項目及び同項目に含まれる農薬類についても、必要に応じて検査を実施します。
- (4) 水道法第 20 条第 3 項の規定により水質検査を委託する場合における内容として、委託する検査項目、頻度、試料の採取及び運搬方法、臨時検査の取扱い、検査の実施状況の確認方法等について記載します。
- (5) 臨時に行う水質検査については、計画書において実施要件、検査項目及び実施方法の原則について明らかにします。
- (6) 水質検査計画による測定結果については、評価の上、需要者に対して公表します。

2 水道事業の概要

- | | |
|-----------------|---|
| (1) 水道事業体名 | 静岡県焼津市 |
| (2) 計画給水人口 | 150,300 人 |
| (3) 計画 1 日最大給水量 | 114,400m ³ |
| (4) 水源の名称 | 祢宜島水源 (12 本)・中新田水源 (18 本)
上泉水源 (4 本)・六軒屋水源 (1 本) |
| (5) 水源種別 | 地下水 (深井戸) 35 本・表流水 (静岡県大井川広域水道企業団) |
| (6) 配水場の名称 | 祢宜島配水場・中新田配水場
上泉配水場・六軒屋配水場 |

3 水源の状況及び原水、水道水（浄水）の水質状況

水源は地下水（深井戸）と大井川広域水道企業団からの受水でまかなわれており、その割合は、地下水約 85%、大井川広域水道企業団からの受水約 15%です。

過去 3 年間の原水及び水道水（浄水）の水質検査結果は、配水区域ごと表 1、表 2 のとおりです。現在までの原水の水質は良好な状態であり、水道水（浄水）については水質基準値を大幅に下回っており、安全で良質な水であるといえます。

大井川広域水道企業団からの受水については、大井川広域水道企業団浄水処理後の水質検査結果から、水質基準を十分に満たしているため、水質状況は良好です。

表－１ 過去３年間の原水の水質状況

【祢宜島水源および中新田水源】

番号	定期検査項目	基準値 (mg/L)	過去３年間 最大値	令和６年度 最大値
１	一般細菌	100個/mL以下	６	６
２	大腸菌	不検出	検出しない	検出しない
３	カドミウム及びその化合物	0.003以下	0.0003未満	0.00015未満
４	水銀及びその化合物	0.0005以下	0.00005未満	0.00005未満
５	セレン及びその化合物	0.01以下	0.001未満	0.0007
６	鉛及びその化合物	0.01以下	0.001未満	0.0005未満
７	ヒ素及びその化合物	0.01以下	0.001未満	0.0005未満
８	六価クロム及びその化合物	0.02以下	0.002未満	0.002未満
９	亜硝酸態窒素	0.04以下	0.004未満	0.004未満
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	0.001未満	0.001未満
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	1.2	1.1
12	フッ素及びその化合物	0.8以下	0.06	0.06
13	ホウ素及びその化合物	1.0以下	0.05	0.05
14	四塩化炭素	0.002以下	0.0002未満	0.0002未満
15	1, 4－ジオキサン	0.05以下	0.005未満	0.003未満
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04以下	0.001未満	0.0004未満
17	ジクロロメタン	0.02以下	0.001未満	0.0002未満
18	テトラクロロエチレン	0.01以下	0.001未満	0.0002未満
19	トリクロロエチレン	0.01以下	0.001未満	0.0002未満
20	ベンゼン	0.01以下	0.001未満	0.0002未満
21	塩素酸	0.6以下	焼津市では水道水の消毒のために次亜塩素酸ナトリウムを使用しています。これらの項目は次亜塩素酸ナトリウム使用後の水に生成される物質であるため、検査の対象としていません。	
22	クロロ酢酸	0.02以下		
23	クロロホルム	0.06以下		
24	ジクロロ酢酸	0.03以下		
25	ジブロモクロロメタン	0.1以下		
26	臭素酸	0.01以下		
27	総トリハロメタン	0.1以下		
28	トリクロロ酢酸	0.03以下		
29	ブロモジクロロメタン	0.03以下		
30	ブロモホルム	0.09以下		
31	ホルムアルデヒド	0.08以下		
32	亜鉛及びその化合物	1.0以下	0.026	0.019
33	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	0.005未満	0.005未満
34	鉄及びその化合物	0.3以下	0.031	0.030
35	銅及びその化合物	1.0以下	0.330	0.330
36	ナトリウム及びその化合物	200以下	10	10
37	マンガン及びその化合物	0.05以下	0.004	0.003
38	塩化物イオン	200以下	6.7	6.5
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300以下	68	58
40	蒸発残留物	500以下	140	120
41	陰イオン界面活性剤	0.2以下	0.02未満	0.02未満
42	ジェオスミン	0.00001以下	0.000001未満	0.000001未満
43	２－メチルイソボルネオール	0.00001以下	0.000001未満	0.000001未満
44	非イオン界面活性剤	0.02以下	0.002未満	0.002未満
45	フェノール類	0.005以下	0.0005未満	0.0005未満
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3以下	0.3 未満	0.2未満
47	pH値	5.8以上・8.6以下	6.9	6.9
48	味	異常でない	原水では検査を行わない。	
49	臭気	異常でない	異常なし	異常なし
50	色度	5度以下	0.5未満	0.5未満
51	濁度	2度以下	0.1未満	0.1未満

【上泉水源および六軒屋水源】

番号	定期検査項目	基準値 (mg/L)	過去3年間 最大値	令和6年度 最大値
1	一般細菌	100個/mL以下	1	1
2	大腸菌	不検出	検出しない	検出しない
3	カドミウム及びその化合物	0.003以下	0.0003未満	0.00015未満
4	水銀及びその化合物	0.0005以下	0.00007	0.00005未満
5	セレン及びその化合物	0.01以下	0.001未満	0.0005未満
6	鉛及びその化合物	0.01以下	0.001未満	0.0005未満
7	ヒ素及びその化合物	0.01以下	0.001未満	0.0005未満
8	六価クロム及びその化合物	0.02以下	0.002未満	0.002未満
9	亜硝酸態窒素	0.04以下	0.004未満	0.004未満
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	0.001未満	0.001未満
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	0.5	0.4
12	フッ素及びその化合物	0.8以下	0.05	0.05
13	ホウ素及びその化合物	1.0以下	0.04	0.04
14	四塩化炭素	0.002以下	0.0002未満	0.0002未満
15	1, 4-ジオキサン	0.05以下	0.005未満	0.003未満
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04以下	0.001未満	0.0004未満
17	ジクロロメタン	0.02以下	0.001未満	0.0002未満
18	テトラクロロエチレン	0.01以下	0.001未満	0.0002未満
19	トリクロロエチレン	0.01以下	0.001未満	0.0002未満
20	ベンゼン	0.01以下	0.001未満	0.0002未満
21	塩素酸	0.6以下	焼津市では水道水の消毒のために次亜塩素酸ナトリウムを使用しています。これらの項目は次亜塩素酸ナトリウム使用後の水に生成される物質であるため、検査の対象としていません。	
22	クロロ酢酸	0.02以下		
23	クロロホルム	0.06以下		
24	ジクロロ酢酸	0.03以下		
25	ジブロモクロロメタン	0.1以下		
26	臭素酸	0.01以下		
27	総トリハロメタン	0.1以下		
28	トリクロロ酢酸	0.03以下		
29	ブロモジクロロメタン	0.03以下		
30	ブロモホルム	0.09以下		
31	ホルムアルデヒド	0.08以下		
32	亜鉛及びその化合物	1.0以下	0.007	0.007
33	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	0.005未満	0.005未満
34	鉄及びその化合物	0.3以下	0.07	0.07
35	銅及びその化合物	1.0以下	0.003	0.003
36	ナトリウム及びその化合物	200以下	11	11
37	マンガン及びその化合物	0.05以下	0.005未満	0.001未満
38	塩化物イオン	200以下	5.0	4.0
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300以下	76	69
40	蒸発残留物	500以下	140	140
41	陰イオン界面活性剤	0.2以下	0.02未満	0.02未満
42	ジェオスミン	0.00001以下	0.000001未満	0.000001未満
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001以下	0.000001未満	0.000001未満
44	非イオン界面活性剤	0.02以下	0.002未満	0.002未満
45	フェノール類	0.005以下	0.0005未満	0.0005未満
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3以下	0.3未満	0.2未満
47	pH値	5.8以上・8.6以下	7.5	7.5
48	味	異常でない	原水では検査を行わない。	
49	臭気	異常でない	異常なし	異常なし
50	色度	5度以下	1.2	1.2
51	濁度	2度以下	0.2	0.2

表－２ 過去３年間の水道水（浄水）の状況

【祢宜島配水場系統および中新田配水場系統】

番号	定期検査項目	基準値 (mg/L)	過去３年間 最大値	令和６年度 最大値
1	一般細菌	100個/mL以下	0	0
2	大腸菌	不検出	検出しない	検出しない
3	カドミウム及びその化合物	0.003以下	0.0003未満	0.00015未満
4	水銀及びその化合物	0.0005以下	0.00005未満	0.00005未満
5	セレン及びその化合物	0.01以下	0.0005	0.0005未満
6	鉛及びその化合物	0.01以下	0.0007	0.0005未満
7	ヒ素及びその化合物	0.01以下	0.001未満	0.0005未満
8	六価クロム及びその化合物	0.02以下	0.002未満	0.002未満
9	亜硝酸態窒素	0.04以下	0.006	0.004未満
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	0.001未満	0.001未満
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	1.1	1.0
12	フッ素及びその化合物	0.8以下	0.06	0.06
13	ホウ素及びその化合物	1.0以下	0.05	0.04
14	四塩化炭素	0.002以下	0.0002未満	0.0002未満
15	1, 4－ジオキサン	0.05以下	0.005未満	0.003未満
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04以下	0.001未満	0.0004未満
17	ジクロロメタン	0.02以下	0.001未満	0.0002未満
18	テトラクロロエチレン	0.01以下	0.001未満	0.0002未満
19	トリクロロエチレン	0.01以下	0.001未満	0.0002未満
20	ベンゼン	0.01以下	0.001未満	0.0002未満
21	塩素酸	0.6以下	0.05	0.06未満
22	クロロ酢酸	0.02以下	0.002未満	0.002未満
23	クロロホルム	0.06以下	0.005	0.0018
24	ジクロロ酢酸	0.03以下	0.002未満	0.002未満
25	ジブロモクロロメタン	0.1以下	0.0003	0.0003
26	臭素酸	0.01以下	0.001未満	0.001未満
27	総トリハロメタン	0.1以下	0.01未満	0.01未満
28	トリクロロ酢酸	0.03以下	0.002未満	0.002未満
29	ブロモジクロロメタン	0.03以下	0.001	0.0004
30	ブロモホルム	0.09以下	0.001未満	0.0002未満
31	ホルムアルデヒド	0.08以下	0.008未満	0.004未満
32	亜鉛及びその化合物	1.0以下	0.006	0.004
33	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	0.03	0.016
34	鉄及びその化合物	0.3以下	0.02未満	0.02未満
35	銅及びその化合物	1.0以下	0.028	0.028
36	ナトリウム及びその化合物	200以下	10.0	9.7
37	マンガン及びその化合物	0.05以下	0.005未満	0.001未満
38	塩化物イオン	200以下	6.4	6.0
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300以下	81	68
40	蒸発残留物	500以下	140	140
41	陰イオン界面活性剤	0.2以下	0.02未満	0.02未満
42	ジェオスミン	0.00001以下	0.000001未満	0.000001未満
43	２－メチルイソボルネオール	0.00001以下	0.000001未満	0.000001未満
44	非イオン界面活性剤	0.02以下	0.002未満	0.002未満
45	フェノール類	0.005以下	0.0005未満	0.0005未満
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3以下	0.3未満	0.2未満
47	pH値	5.8以上・8.6以下	7.6	7.6
48	味	異常でない	異常なし	異常なし
49	臭気	異常でない	異常なし	異常なし
50	色度	5度以下	0.5未満	0.5未満
51	濁度	2度以下	0.1未満	0.1未満

毎日検査項目

1	色	異常でない	異常なし	異常なし
2	濁り	異常でない	異常なし	異常なし
3	消毒残留効果	0.1mg/L以上	0.2～0.3	0.2～0.3

【上泉配水場系統および六軒屋配水場系統】

番号	定期検査項目	基準値 (mg/L)	過去3年間 最大値	令和6年度 最大値
1	一般細菌	100個/mL以下	2	2
2	大腸菌	不検出	検出しない	検出しない
3	カドミウム及びその化合物	0.003以下	0.00015未満	0.00015未満
4	水銀及びその化合物	0.0005以下	0.00005未満	0.00005未満
5	セレン及びその化合物	0.01以下	0.0005未満	0.0005未満
6	鉛及びその化合物	0.01以下	0.0005未満	0.0005未満
7	ヒ素及びその化合物	0.01以下	0.0005未満	0.0005未満
8	六価クロム及びその化合物	0.02以下	0.002未満	0.002未満
9	亜硝酸態窒素	0.04以下	0.004未満	0.004未満
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	0.001未満	0.001未満
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	0.4	0.4
12	フッ素及びその化合物	0.8以下	0.05未満	0.05未満
13	ホウ素及びその化合物	1.0以下	0.03	0.03
14	四塩化炭素	0.002以下	0.0002未満	0.0002未満
15	1, 4-ジオキサン	0.05以下	0.003未満	0.003未満
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04以下	0.0004未満	0.0004未満
17	ジクロロメタン	0.02以下	0.0002未満	0.0002未満
18	テトラクロロエチレン	0.01以下	0.0002未満	0.0002未満
19	トリクロロエチレン	0.01以下	0.0002未満	0.0002未満
20	ベンゼン	0.01以下	0.0002未満	0.0002未満
21	塩素酸	0.6以下	0.05	0.06未満
22	クロロ酢酸	0.02以下	0.002未満	0.002未満
23	クロロホルム	0.06以下	0.0015	0.0015
24	ジクロロ酢酸	0.03以下	0.002未満	0.002未満
25	ジブロモクロロメタン	0.1以下	0.0002未満	0.0002未満
26	臭素酸	0.01以下	0.001未満	0.001未満
27	総トリハロメタン	0.1以下	0.01未満	0.01未満
28	トリクロロ酢酸	0.03以下	0.002未満	0.002未満
29	ブロモジクロロメタン	0.03以下	0.0005	0.0002未満
30	ブロモホルム	0.09以下	0.0002未満	0.0002未満
31	ホルムアルデヒド	0.08以下	0.004未満	0.004未満
32	亜鉛及びその化合物	1.0以下	0.010	0.010
33	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	0.011	0.011
34	鉄及びその化合物	0.3以下	0.02未満	0.02未満
35	銅及びその化合物	1.0以下	0.016	0.016
36	ナトリウム及びその化合物	200以下	7.9	7.9
37	マンガン及びその化合物	0.05以下	0.001未満	0.001未満
38	塩化物イオン	200以下	3.6	3.6
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300以下	61	61
40	蒸発残留物	500以下	110	110
41	陰イオン界面活性剤	0.2以下	0.02未満	0.02未満
42	ジェオスミン	0.00001以下	0.000001未満	0.000001未満
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001以下	0.000001未満	0.000001未満
44	非イオン界面活性剤	0.02以下	0.002未満	0.002未満
45	フェノール類	0.005以下	0.0005未満	0.0005未満
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3以下	0.2未満	0.2未満
47	pH値	5.8以上・8.6以下	7.5	7.5
48	味	異常でない	異常なし	異常なし
49	臭気	異常でない	異常なし	異常なし
50	色度	5度以下	0.5未満	0.5未満
51	濁度	2度以下	0.1未満	0.1未満

毎日検査項目

1	色	異常でない	異常なし	異常なし
2	濁り	異常でない	異常なし	異常なし
3	消毒残留効果	0.1mg/L以上	0.2～0.3	0.2～0.3

4 水質検査の自己・委託の区分

水質基準項目、水質管理目標設定項目、その他の項目検査については、水道法第20条の環境省登録水質検査機関に委託して検査（臨時の水質検査も含む）を行います。毎日の水質検査については、別途業務委託により行います。

5 採水場所

採水場所は水道法で義務づけられている蛇口等での採水に加え、水源である井戸でも行います。

(1) 蛇口（給水栓）（図－1 参照）

毎日行う水質検査項目については、市内10箇所で採水します。

水質基準項目のうち毎月実施する項目については、下記の市内8箇所で採水します。

- | | |
|-------------|--------------|
| ① 新屋公園 | 焼津市本町2丁目11-1 |
| ② 石津浜公園 | 焼津市石津2420 |
| ③ 大島下ちびっこ広場 | 焼津市大島1206-1 |
| ④ 八楠公園 | 焼津市八楠4丁目4-41 |
| ⑤ 坂本加圧ポンプ所 | 焼津市坂本413-2 |
| ⑥ 上小杉住生協公園 | 焼津市上小杉887-95 |
| ⑦ 下小杉児童公園 | 焼津市下小杉480-1 |
| ⑧ 吉永森林公園 | 焼津市吉永地内 |

(2) 水源（井戸）（図－1 参照）

35本の井戸で採水します。

- | | |
|----------|-----------|
| ⑨ 祢宜島12本 | 焼津市祢宜島地内 |
| ⑩ 中新田18本 | 焼津市中新田地内 |
| ⑪ 上泉4本 | 焼津市上泉地内 |
| ⑫ 六軒屋1本 | 焼津市利右衛門地内 |

図－1 採水場所位置図



6 水質検査項目及び水質検査頻度

(1) 水質検査項目

①水質基準項目

水道法で検査が義務づけられている項目です。蛇口等における水道水（浄水）の水質検査については、水質基準51項目全ての検査を行います。（表－3参照） 水源（井戸）における原水の水質検査については、水質基準39項目の検査を行います。（表－4参照）

②毎日検査項目

水道法で検査が義務づけられている3項目（色、濁り及び消毒の残留効果）について検査を行います。

③水質管理目標設定項目（PFOS及びPFOA・農薬類を含む）

水質基準に準ずる項目として水道水の安全性を確保するため、焼津市が水質管理上必要と判断した項目について検査を行います。（表－5参照）

④その他の項目

耐塩素性病原生物（クリプトスポリジウム等）の指標菌である大腸菌、嫌気性芽胞菌について検査を行います。

(2) 水質検査頻度

①水質基準項目

水道水（浄水）の水質検査は、項目により異なりますが、1ヶ月に1回、3ヶ月に1回、年1回検査を行います。基本頻度で最長で3年に1回まで検査頻度を減らすことができる項目もありますが、安全性や安心を確保することから年1回を最低頻度として検査を行います。（表－3参照）

原水の水質検査は、年1回検査を行います。（表－4参照）

②毎日検査項目

色、濁り及び消毒の残留効果は、1日1回検査を行います。

③水質管理目標設定項目

水質管理上必要と判断した項目について、年1回検査を行います。

④その他の項目

クリプトスポリジウム等指標菌検査は、3ヶ月に1回検査を行います。

表－３ 水質基準項目及び頻度【水道水（浄水）】

番号	定期検査項目	法令で定める基準検査頻度	令和6年度計画実施検査頻度	採水場所	設定理由				
1	一般細菌	1回/月	1回/月	市内8箇所の水道の蛇口（※3）	省略不可項目				
2	大腸菌								
3	カドミウム及びその化合物	1回/3月	1回/年（※2）		安全確認等のため				
4	水銀及びその化合物								
5	セレン及びその化合物								
6	鉛及びその化合物								
7	ヒ素及びその化合物								
8	六価クロム化合物								
9	亜硝酸態窒素								
10	シアン化物イオン及び塩化シアン		1回/3月		省略不可項目				
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		1回/年（※2）		安全確認等のため				
12	フッ素及びその化合物								
13	ホウ素及びその化合物								
14	四塩化炭素								
15	1，4－ジオキサン								
16	シス－1,2－ジクロロエチレン及びトランス－1,2－ジクロロエチレン								
17	ジクロロメタン								
18	テトラクロロエチレン								
19	トリクロロエチレン								
20	ベンゼン								
21	塩素酸	1回/3月	1回/3月		省略不可項目 消毒副生成物				
22	クロロ酢酸								
23	クロロホルム								
24	ジクロロ酢酸								
25	ジブロモクロロメタン								
26	臭素酸								
27	総トリハロメタン								
28	トリクロロ酢酸								
29	ブロモジクロロメタン								
30	ブロモホルム								
31	ホルムアルデヒド	1回/年（※2）	1回/年（※2）		安全確認等のため				
32	亜鉛及びその化合物								
33	アルミニウム及びその化合物								
34	鉄及びその化合物								
35	銅及びその化合物								
36	ナトリウム及びその化合物								
37	マンガン及びその化合物								
38	塩化物イオン	1回/月	1回/月		省略不可項目				
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	1回/3月	1回/3月		法令どおり				
40	蒸発残留物		1回/年（※2）		安全確認等のため				
41	陰イオン界面活性剤				安全確認等のため				
42	ジェオスミン	1回/月（※1）	1回/年		水源に汚染源が存在しないため				
43	2－メチルイソボルネオール		1回/年（※2）		安全確認等のため				
44	非イオン界面活性剤								
45	フェノール類								
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	1回/月	1回/月		省略不可項目				
47	pH値								
48	味								
49	臭気								
50	色度								
51	濁度								

※1 原因藻類発生時期に月に1回以上とする。

※2 過去3年間における当該事項の検査結果が、基準値の10分の1又は5分の1以下であるため、実施検査頻度を省略しています。

※3 採水場所については「5 採水場所」を参照して下さい。

毎日検査項目

1	色	1回/日	1回/日	水道の蛇口（※4）	省略不可項目
2	濁り				
3	消毒残留効果				

※4 採水場所については「5 採水場所」を参照して下さい。

表－４ 水質基準項目及び頻度【原水】

番号	定期検査項目	令和6年度計画 実施検査頻度	採水 場所	設定理由
1	一般細菌	1回/年	市 内	安全確認等のため
2	大腸菌			
3	カドミウム及びその化合物			
4	水銀及びその化合物			
5	セレン及びその化合物			
6	鉛及びその化合物			
7	ヒ素及びその化合物			
8	六価クロム化合物			
9	亜硝酸態窒素			
10	シアン化物イオン及び塩化シアン			
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素			
12	フッ素及びその化合物			
13	ホウ素及びその化合物			
14	四塩化炭素			
15	1，4－ジオキサン			
16	シス－1,2－ジクロロエチレン及び トランス－1,2－ジクロロエチレン			
17	ジクロロメタン			
18	テトラクロロエチレン			
19	トリクロロエチレン			
20	ベンゼン			
21	塩素酸	—	35 箇所の 水源 （井戸）※	焼津市では水道水の消毒のために 次亜塩素酸ナトリウムを使用してい ます。これらの項目は次亜塩素酸ナ トリウム使用後の水に生成される物 質であるため、原水では検査を行 いません。
22	クロロ酢酸			
23	クロロホルム			
24	ジクロロ酢酸			
25	ジブロモクロロメタン			
26	臭素酸			
27	総トリハロメタン			
28	トリクロロ酢酸			
29	ブロモジクロロメタン			
30	ブロモホルム			
31	ホルムアルデヒド			
32	亜鉛及びその化合物	1回/年		安全確認等のため
33	アルミニウム及びその化合物			
34	鉄及びその化合物			
35	銅及びその化合物			
36	ナトリウム及びその化合物			
37	マンガン及びその化合物			
38	塩化物イオン			
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）			
40	蒸発残留物			
41	陰イオン界面活性剤			
42	ジェオスミン			
43	2－メチルイソボルネオール			
44	非イオン界面活性剤			
45	フェノール類			
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）			
47	pH値			
48	味	—		原水では検査を行わない
49	臭気	1回/年		安全確認等のため
50	色度			
51	濁度			

※ 採水場所については「5 採水場所」を参照して下さい。

表－５ 水質管理目標設定項目

番号	項目	目標値 (mg/l)	備考
1	アンチモン及びその化合物	0.02以下	無機物・重金属
2	ウラン及びその化合物	0.002以下	
3	ニッケル及びその化合物	0.02以下	
5	1, 2－ジクロロエタン	0.004以下	一般有機物
8	トルエン	0.4以下	
9	フタル酸ジ（2－エチルヘキシル）	0.08以下	
10	亜塩素酸	0.6以下	消毒副生成物
12	二酸化塩素	0.6以下	消毒剤
13	ジクロロアセトニトリル	0.01以下（暫定）	消毒副生成物
14	抱水クロラール	0.02以下（暫定）	
15	農薬類※	検出値と目標値の比の 和として、1以下	表5-1農薬類内訳表参照
16	残留塩素	1以下	臭気
17	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	10以上100以下	味
18	マンガン及びその化合物	0.01以下	着色
19	遊離炭酸	20以下	味
20	1, 1, 1－トリクロロエタン	0.3以下	臭気
21	メチル－tert－ブチルエーテル	0.02以下	
22	有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）	3以下	味
23	臭気強度（TON）	3以下	臭気
24	蒸発残留物	30以上200以下	味
25	濁度	1度以下	基礎的性状
26	pH値	7.5程度	腐食
27	腐食性（ランゲリア指数）	-1程度以上、極力0	腐食
28	従属栄養細菌	1mlの検水で形成される集落 数が2000以下（暫定）	水道施設の健全性の指標
29	1, 1－ジクロロエチレン	0.1以下	一般有機物
30	アルミニウム及びその化合物	0.1以下	着色
31	ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及 びペルフルオロオクタン酸（PFOA）	0.00005以下（暫定）	有機フッ素化合物

※ 対象農薬は115物質中49項目について検査を行う。

表－5-1 農薬類内訳表

番号	項目	目標値 (mg/l)	備考
3	2, 4-D (2, 4-PA)	0.02以下	
6	アシュラム	0.9以下	
7	アセフェート	0.006以下	
10	アミトラズ	0.006以下	
12	イソキサチオン	0.005以下	
18	イミノクタジン	0.006以下	
21	エトフェンプロックス	0.08以下	
24	オキシシン銅	0.03以下	
26	カズサホス	0.0006以下	
28	カルタップ	0.08以下	
29	カルバリル (NAC)	0.02以下	
31	キノクラミン (ACN)	0.005以下	
32	キャプタン	0.3以下	
34	グリホサート	2以下	
35	グルホシネート	0.02以下	
39	クロロタロニル (TPN)	0.05以下	
42	ジウロン (DCMU)	0.02以下	
43	ジクロベニル (DBN)	0.03以下	
45	ジクワット	0.01以下	
49	シハロホップブチル	0.006以下	
50	シマジン (CAT)	0.003以下	
51	ジメタメトリン	0.02以下	
54	ダイアジノン	0.003以下	
55	ダイムロン	0.8以下	
57	チアジニル	0.1以下	
60	チオファネートメチル	0.3以下	
66	トリシクラゾール	0.1以下	
67	トリフルラリン	0.06以下	
69	パラコート	0.01以下	
71	ピラクロニル	0.01以下	
73	ピラゾレート	0.02以下	
78	フェニトロチオン (MEP)	0.002以下	
80	フェリムゾン	0.05以下	
84	フサライド	0.1以下	
85	ブタクロール	0.03以下	
86	ブタミホス	0.02以下	
87	ブプロフェジン	0.02以下	
89	ブレチラクロール	0.05以下	
94	プロベナゾール	0.03以下	
96	ベノミル	0.02以下	
100	ベンタゾン	0.2以下	
105	ホスチアゼート	0.005以下	
106	マラチオン (馬拉ソン)	0.7以下	
107	メコプロップ (MCPP)	0.05以下	
108	メソミル	0.03以下	
110	メチダチオン (DMTP)	0.004以下	

7 試料の採取及び運搬方法

試料の採取時には、採取日時、採取箇所及び検査員を明示した現場写真、採取後の採取容器の一括写真撮影を行います。

運搬方法は、試料をクーラーボックス等に入れ氷冷し、破損防止の措置を施して速やかに運搬します。また、採取場所からの出発時刻と検査施設の到着時刻を記録します。

8 水質検査方法

水質基準項目及び水質管理目標設定項目の検査方法については、国が定めた水道水の検査方法（「水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法」等）により行います。

9 臨時の水質検査

臨時の水質検査・試験は、次のような場合に行います。なお、原因が不明の場合には、水質異常の原水は、試験用の試料採取時に保存用試料も採取し、原因の解明又は証拠物件としての必要性がなくなるまで、冷凍保存します。

- (1) 水源の水質が著しく悪化したとき。
- (2) 水源に異常があったとき。
- (3) 水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき。
- (4) 浄水過程に異常があったとき。
- (5) 配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき。
- (6) その他特に必要があると認められるとき。

但し、臨時の水質検査は上記事項を勘案し、必要と認められる項目について実施します。また、臨時の水質検査方法は、上記「8 水質検査方法」と同様に行います。

10 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画及び水質検査結果は、焼津市役所情報公開コーナーや水道工務課で閲覧できるほか、水道事業ホームページに掲載し公表します。

11 水質検査の精度と信頼性の保証

委託検査機関との調整に努め、正確かつ精度の高い検査に留意しています。水質検査の結果の根拠となる書類、精度管理の実施状況及び外部精度管理調査に係る資料等の書類を確認することにより、水質検査の測定値の信頼性を確保しています。

原則として水質基準値の 1/10 の定量下限値を確保し、水質基準値の 1/10 付近の測定における変動係数（CV 値）が無機物では 10%以下、有機物では 20%以下となるように検査を行います。

12 水質検査結果の評価と水質検査計画の見直し

検査地点ごとに、各検査項目の検出濃度の最大値や平均値を水質基準値等と比較し、翌年度の水質検査計画における検査項目や検査頻度に反映していきます。

水質検査計画の内容については、お客様のご意見を参考にさせていただきながら見直しを行い、より安全で安心できる水道を目指します。

13 関係者との連携

水源井戸の周辺で、水質事故が発生した場合は、関係機関と連携を図りながら適正な対策を講じ、水道水の安全性を確保します。

発行・問い合わせ先

焼津市上下水道部 水道工務課
〒425 - 0045 焼津市祢宜島 20 番地の 1
TEL (0 5 4) 6 2 4 - 0 1 1 1
FAX (0 5 4) 6 2 3 - 6 9 2 6